

第3期医療費適正化計画 PDCA管理様式（2019年度）

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
49.6%	51.1%	※2021年度 国で公表予定				
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	70%
2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>市町支援として各健康福祉事務所において、圏域における国保保健事業に関する課題・ニーズに応じた研修等を実施した。</p> <p>普及啓発の充実にむけ、広報の専門家のアドバイスを受け、実際に心疾患（心筋梗塞・狭心症）を患った方の家族や友人からの体験談に基づくデザインを行い、ストーリーに引き込まれて受診行動につながるポスターを企画・制作した。また、商工会・商工会議所と協会けんぽ、市町の連携による小規模事業所の受診勧奨支援のあり方について検討し、商工会・商工会議所に対するアンケート調査票を作成した。</p>					
	<p>【課題】</p> <p>市町国保のマンパワー不足等により課題分析や効果的な受診勧奨ができていない。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大により、外出自粛を余儀なくされ、広報媒体のあり方の検討が必要。また、健診受診控えが生じている可能性がある。</p>					

次年度以降の改善について	<p>市町支援として、民間事業者のノウハウを活用し、対象者の特性に応じた効果的なアプローチができる受診勧奨に向けた環境を整備する。</p> <p>特定健診受診率が低調な市町に対し、アドバイザーを派遣し、取組が低調な要因分析や受診率向上策について助言等を行う。</p> <p>ICTを活用した広報やコロナによる受診控えを防止する広報について検討する。商工会・商工会議所に対するアンケート調査を実施し、連携のあり方について検討する。</p>
--------------	--

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
16.8%	20.2%	※2021年度国で 公表予定				
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	45%
2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>圏域別の情報交換会を実施し、市町の課題・ニーズを把握するとともに、特定保健指導実施率向上策等に関する好事例について情報提供を行った。</p> <p>特定健診・特定保健指導従事者研修会等による人材育成を実施した。</p> <p>保険者協議会を活用した好事例発表を行った。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>市町の専門職人材・マンパワーが不足している。取組が低調な要因分析ができていない。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大により、特定保健指導の実施や受診控えが生じている可能性がある。特に、被用者保険では、ICTを活用した特定保健指導の実施体制整備を積極的に進めていく必要がある。</p>					
次年度以降の 改善について	<p>特定健診の結果から、優先的に保健指導を行うべき対象者を抽出・リスト化する等により、効率的・効果的な保健指導ができるよう市町支援を行う。</p> <p>特定保健指導実施率が低調な市町に対し、アドバイザーを派遣し、取組が低調な要因分析や実施率向上策について助言等を行う。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大による特定健診・保健指導への影響について、保険者協議会や地域・職域連</p>					

	<p>携協議会にて各団体の現状・課題を共有し、必要な対応策を検討する。</p> <p>特定健診・特定保健指導従事者研修会の研修内容の充実。(遠隔研修と対面研修の組み合わせ等)</p> <p>ICT を活用した特定保健指導の実施体制整備を積極的に進めていく。</p>
--	--

③ 特定保健指導対象者の減少率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
12.9% (2008年度比)	12.0%	※2021年度 国で公表予定				
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	25%以上 (2008年度比)
2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>特定健診・特定保健指導従事者研修会等による人材育成を実施した。</p> <p>健康リスクが高まる働き盛り世代に対する取組み支援として「健康づくりチャレンジ企業制度」の登録促進をすすめ、企業・団体による従業員・職員等の健康づくりの取組みを支援した。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>市町の専門職人材・マンパワーが不足している。</p> <p>市町国保において、保健指導修了者が少なく、途中脱落者が多い。</p>					
次年度以降の 改善について	<p>特定健診の結果から、優先的に保健指導を行うべき対象者を抽出・リスト化する等により、効率的・効果的な保健指導ができるよう市町支援を行う。</p> <p>国民健康保険事業県繰入金を活用し、市町における特定健診受診率向上や健康づくりの取組促進へのインセンティブ強化を検討する。</p> <p>市町国保の途中脱落者対策として、質の高い特定保健指導が提供できるよう演習型のプログラムを取り入れるなど、特定健診・特定保健指導従事者研修会の研修内容を充実させる。(遠隔研修と対面研修の組み合わせ等)</p>					

	NDB の分析結果を用いて、早食いに対する地域の介入等のポピュレーションアプローチを実施し、特定保健指導対象者数を減少させる。
--	---

④ たばこ対策に関する数値目標（喫煙率）

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
14.2% (2016年度)	※5年に1回の県調査により把握 2022年4月公表予定					
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	10.0%
2019年度の 取組・課題	【取組】 小・中学生に向けた喫煙防止教育の実施や、喫煙の影響に関するリーフレットを大学生等に配布し、喫煙が健康に及ぼす悪影響について県民に啓発を行った。加えて、若年世代向け喫煙防止動画を作成し、インターネットの動画サイトに掲載した。					
	【課題】 将来において喫煙が習慣化しないよう、特に若年世代に対する啓発を強化する。					
次年度以降の 改善について	若年世代がたばこにふれる機会を減らすため、未成年の者が喫煙可能店舗に立ち入らないよう、飲食店の個別訪問などにより施設管理者に受動喫煙防止条例の周知・徹底を図る。					

⑤ 予防接種に関する取組

<p>2019 年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <p>麻疹風しん等の定期予防接種について、関係機関の協力を得て円滑な実施を図るとともに、予防接種による事故防止対策の指導に取り組んだ。</p> <p>小児がん治療での骨髄移植等により定期接種によって獲得した免疫が消失・低下した20歳未満の者に対し、定期接種（A類疾病）の再接種費用を県と市町で助成した。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>消失・低下した免疫の獲得は短期間では困難であること、小児がん治療での骨髄移植等を受ける対象者が毎年数名いるため、引き続き上記のような取組を推進していく必要がある。</p>
<p>次年度以降の 改善について</p>	<p>小児がん治療での骨髄移植等により、定期接種（A類疾病）によって獲得した免疫が消失・低下した20歳未満の者に対し、免疫を再獲得するため引き続き再接種費用を県と市町で助成する。</p>

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する数値目標（取組実施市町数）

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
25市町	39市町	41市町				
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	41市町
2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>国の糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改定を踏まえ、県プログラムの改定について、兵庫県医師会、兵庫県糖尿病対策推進会議等と協議を重ねた。</p> <p>市町支援として、全市町を対象とした専門職研修会を開催するとともに、各健康福祉事務所が主となって圏域における課題・ニーズに応じた研修等を実施するなど、専門職の資質向上に取り組んだ。</p> <p>糖尿病性腎症重症化予防に関する県民の認知度向上を図るため、兵庫県医師会、兵庫県糖尿病対策推進会議、兵庫県腎友会とともに、PRポスターを作成した。</p>					
	<p>【課題】</p> <p>県民への更なる啓発と、かかりつけ医等の医療関係者の理解促進、専門医との連携の充実が必要である。</p>					
次年度以降の 改善について	<p>県プログラムの改定内容について、市町や関係機関等に周知していく。</p> <p>県民への普及啓発の充実と、かかりつけ医等の医療関係者の理解促進に向けた研修等の取組を進めていく。</p> <p>事業対象者の抽出や事業評価などの取組を、データに基づいて行えるよう、国保データベース（KDB）システムを機能拡充し、市町支援を行っていく。</p>					

⑦ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

⑦-1 がん検診に関する取組

2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>予防可能ながんのリスク因子となる喫煙、過剰飲酒、野菜不足等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等についての正しい知識の普及啓発を行った。</p> <p>科学的根拠に基づくがん検診の受診や精密検査の受診は、がんの早期発見、早期治療につながるため、職域を含めたがん検診の受診率向上及び精度管理の更なる充実を図った。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>本県のがん検診受診率は依然全国平均を下回っているため、受診率の向上は引き続き重要な課題である。</p>
次年度以降の 改善について	<p>国民健康保険事業県繰入金を活用した市町への財政支援（がん検診事業）を拡充し、受診率向上のための取組を促進する。</p>

⑦-2 認知症予防・早期発見に関する取組

<p>2019年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <p>市町が実施する特定健診や後期高齢者健診等で兵庫県版認知症チェックシートを活用した認知症予防健診を実施し、確実に医療につなぐ取組を行う市町へ助成する認知症早期受診促進事業を実施した。</p> <p>市町の健診事業主管課（保健部門）と認知症施策主管課（高齢福祉部門）の連携促進の導入支援研修を実施した。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>早期受診促進事業は市町の健診事業主管課（保健部門）と認知症施策事業主管課（高齢福祉部門）の連携の他に、地域団体との調整や軽度認知障害（MCI）の支援体制が十分でないことから活用する市町が少ない。</p>
<p>次年度以降の 改善について</p>	<p>認知症早期受診促進事業を活用する市町を拡大するため、軽度認知障害（MCI）の支援体制構築モデル事業実施の方針について認知症疾患医療センターと協議する。</p>

⑦-3 こころの健康づくりに関する取組

<p>2019年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】 兵庫県精神保健福祉センターにおいて、来所、電話による精神保健福祉相談を実施し、過度のストレス状態にある人を早期発見し、関係機関との連携による支援を行った。</p> <p>「ひょうご・こうべ依存症対策センター」を設置し、依存症に関する相談対応等の支援を実施し、さらに、「ひきこもり総合支援センター」を設置し、ひきこもり状態にある方へ医療福祉面からの支援を実施した。</p> <p>また、働き盛り世代への支援として、事業所等へメンタルヘルス研修や個別面接などの支援を実施した。</p> <hr/> <p>【課題】 こころの健康に問題がある方は、様々な課題を抱えており、多様な支援を必要とするため、ケースに応じた適切な支援を行うには、関係機関との連携強化を図る必要がある。</p>
<p>次年度以降の 改善について</p>	<p>引き続き、関係機関への技術指導・技術援助などを通じ、県内の精神保健福祉の向上に努める。</p>

⑦-4 運動習慣の定着に関する取組

<p>2019年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】 働きざかり世代への支援として、従業員・職員とその家族の健康づくりに積極的に取組む企業・団体を「健康づくりチャレンジ企業」として登録・支援し、健康リスクが高まる働き盛り世代に対する運動習慣の定着に向け、健康づくり機器等の購入に対し一定額を助成するなど環境整備を図った。</p> <hr/> <p>【課題】 地域特性に応じた運動習慣の定着促進を行う必要がある。</p>
<p>次年度以降の 改善について</p>	<p>特定健診 NDB を活用し、市区町別にメタボリックシンドロームと運動習慣等の見える化を行い、地域特性に応じた取組を推進する。</p>

⑦-5 歯及び口腔の健康づくりに関する取組

<p>2019年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <p>健口寿命から目指す健康寿命の延伸に向けて「口腔保健支援センター」を中心として、県内の歯科保健の課題を俯瞰的に把握するとともに、地域課題の解決に向け、市町関係者や関係団体と連携を図りながら、妊産婦～高齢期、配慮を要する者への歯科保健事業を総合的に推進している。</p> <p>【2019年度における具体的な取組】</p> <p>妊産婦期：妊婦歯科健診の受診率向上のための検討、啓発媒体の作成</p> <p>乳幼児期、学齢期：各種歯科健診結果の集計・分析、市町や関係団体へ結果の還元・情報提供</p> <p>青年期：大学等への実態調査及び普及啓発、大学職員への研修会、</p> <p>成人期：健康づくりチャレンジ企業への事業所歯科健診の助成</p> <p>高齢期：後期高齢者歯科健診の推進、フレイル予防・改善プログラムの活用推進</p> <p>配慮を要する者：難病患者、障害者（児）への歯科保健相談、訪問歯科保健指導の実施、【新規事業】要介護高齢者の誤嚥性肺炎予防のための介護関係職員への実態調査及び研修会の開催</p> <p>人材育成：歯科衛生士の資質向上のための研修、8020運動推進員養成研修の実施</p> <p>基盤整備：8020運動推進部会、圏域協議会の開催</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【課題】</p> <p>妊産婦期：全市町で妊婦歯科健診が実施されていない（実施：39市町）、受診率は低迷している（H29：25.4%、H30：22.5%）</p> <p>乳幼児期、学齢期：むし歯の有病者について都市部は少なく、郡部は多い傾向にあり地域格差がある。学齢期では歯肉炎が増加している。</p> <p>青年期：大学では法的に義務づけられた歯科健診がなく、定期的な歯科健診の受診率が低い。また、歯肉に炎症のある大学生は高校3年生の時期から約3倍多くなっている。</p>
--------------------------	---

	<p>成人期：40歳以上で歯周疾患が増加している。</p> <p>高齢期：施設や在宅の要介護高齢者は身体的な介護が優先となり、口腔ケアの実施や連携が不十分であるため、誤嚥性肺炎のリスクが高い。栄養士や歯科衛生士と連携したフレイル教室等を実施している市町は16市町（39%）である。</p> <p>配慮を要する者：難病患者、障害者（児）に対応できる歯科医療機関の不足や、本人・家族等が口腔ケアの必要性を理解できていないこと、また身体的なケアが優先となる等の理由から歯科健診や専門的な口腔ケアが行えていない。</p> <p>人材育成、基盤整備：在宅歯科医療の中での多職種連携や介護予防事業等で活動できる歯科衛生士の人材不足、歯科衛生士未配置市町では多様化する歯科保健課題に十分に対応できていない。</p>
<p>次年度以降の改善について</p>	<p>引き続き上記の取組みを推進するとともに、2020年度以降は新たに以下の取組みについても実施する。</p> <p>2020年度：大学生の歯と口腔の健口プロジェクト、フレイル対策強化推進事業（オーラルフレイル検査）、歯科口腔保健体制整備事業（歯科衛生士バンクの設置、市町への歯科衛生士派遣）</p> <p>2021年度：フレイルハイリスク者へのアプローチ強化事業（かかりつけ歯科でのオーラルフレイル改善体制の整備）</p>

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
【後発医薬品使用割合】 70.4%	74.8%	※2021年3月 国で公表予定				
【差額通知実施保険者割合】 85.8%	89.6%	90.5%				
目標達成に 必要な数値	【後発医薬品使用割合】 —	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
	【差額通知実施保険者数】 —	—	県内全保険者	県内全保険者	県内全保険者	県内全保険者
2019 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p><後発医薬品適正使用></p> <p>2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、2020年9月までに後発医薬品の使用割合を80%以上とする目標が定められたことを踏まえ、安心使用促進の観点から本県における目標も国と同じ数値目標とし、定時的に数値を把握している。</p> <p>目標達成に向け、現状報告、評価、今後の方針を検討会で協議しながら普及啓発等の事業を実施した。</p> <p>○適正使用推進策の協議</p> <p>学識経験者・医師会・歯科医師会・薬剤師会・卸業者・消費者団体からなる協議体で、進捗状況の把握</p>					

	<p>及び推進策の検討をするとともに、円滑な実施のために各関係団体の協力連携を図った。</p> <p>○普及・啓発</p> <p>ジェネリック医薬品の使用率の把握のため 2019 年 10 月時点の流通割合を調査し、関係者に情報提供した。</p> <p>○ジェネリック医薬品の品質確保</p> <p>厚生労働省の計画に基づきジェネリック医薬品の品質試験を実施した。厚生労働省はこの結果を取りまとめ、定期的に公表等を行っている。</p> <p><後発医薬品利用差額通知></p> <p>後発医薬品利用差額通知が未実施の健康保険組合に対し、実施している健康保険組合の取組状況を情報提供し、実施に向けた助言を行うとともに、課題等の聴き取りを行った。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>一部の健康保険組合では、パンフレット、希望シール等により使用促進を図っていることを理由に、後発医薬品利用差額通知を実施していない。</p>
<p>次年度以降の改善について</p>	<p><後発医薬品適正使用></p> <p>2020 年も 10 月分の使用率調査を実施したほか、品質試験を着実に実施していく。</p> <p><後発医薬品利用差額通知></p> <p>後発医薬品利用差額通知を未実施の健康保険組合に対し、引き続き、他保険者の取組事例の情報提供等、実施に向けた支援を行う。</p>

② 医薬品の重複投与の防止に関する数値目標（取組実施市町数）

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
16市町	22市町	37市町				
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	41市町
2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>県において各市町における重複投薬に係る指導の実施方法等を取りまとめ、国保連とも連携し、情報提供等を行うほか、市町へ医薬品の適正使用推進のための啓発資材（お薬手帳ホルダー等）の提供を行い、市町の取組を支援した。</p>					
	<p>【課題】</p> <p>一部の市町で、マンパワー不足等により、重複投与に係る訪問指導が未実施となっている。</p>					
次年度以降の 改善について	<p>取組に消極的な市町に対し、実施している市町の事例等を情報提供し、実施に向けた助言を行うとともに、課題等の聴き取りを行う。</p>					

③ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

③-1 病床の機能分化・連携に関する取組

2019年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>病床機能転換推進補助事業により不足する病床機能（回復期等）への転換を進めた。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>全県的には急性期機能等から回復期機能等への転換は進んでいるが、2025年必要病床数に対し、いずれの圏域でも急性期機能及び慢性期機能は過剰であり、回復期機能が不足している。</p>
次年度以降の 改善について	<p>病床の機能分化・連携の一層の推進を図るため、DPCデータ等も活用するなど地域医療構想調整会議の議論を活性化することにより、各圏域における機能別病床数の将来必要量の確保に向けた支援を行うとともに、地域全体の医療提供体制のあり方を踏まえ必要となる医療機関の再編統合等を支援していく。</p>

③-2 地域包括ケアシステムの深化・推進に関する取組

<p>2019 年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が中重度の要介護者に、一定回数以上の訪問看護を提供した場合の助成等を行った。</p> <hr/> <p>【課題】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者や介護支援専門員にサービスの内容が十分浸透しておらず、ニーズが顕在化していない。 訪問看護事業者との連携が必要なこと、24 時間のオペレーター配置など従事者確保の課題等から事業者の参入がなかなか進んでいない。</p>
<p>次年度以降の 改善について</p>	<p>2020 年度は、病院や老健施設等向けの研修により新規利用者確保の支援や、利用者向けのリーフレットを作成することで啓発に取り組む。 2021 年度は、引き続き研修等により啓発を行うとともに、運営マニュアルの作成や専門家派遣による事業所開設支援を実施する。</p>

③-3 在宅医療・介護サービスの提供体制の確保及び連携の推進に関する取組

<p>2019年度の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <p>医療・介護連携に係る担当者の資質向上を図るため、市町職員及び市町の在宅医療・介護連携に係る相談窓口を担う者を対象とした研修の実施や、広域的支援を実施した。</p> <p>自宅又は特養等において、人生の最終段階までできるだけその人らしく過ごせるよう、県民向けフォーラムや医療・介護の専門職を対象とした研修を実施する県医師会及び県老人福祉事業協会による取組を支援した。</p> <p>県医師会による兵庫県下の在宅医療及び介護を支援する取組を支援した。</p> <p>在宅医療における、多職種連携を促進するため、以下の内容を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種間の相互理解・ネットワーク構築を促進するため、事例検討会等の開催を支援。 ・多職種間の連携体制を構築するため、ICTシステムの導入支援を実施。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【課題】</p> <p>地域により取組に濃淡がある。</p>
<p>次年度以降の 改善について</p>	<p>引き続き、医師会等関係団体との連携を図りながら、広域的な支援を推進するとともに、地域に寄り添った個別支援を検討する。</p>

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

<p>2019年度の 取組</p>	<p>県保険者協議会は、県内医療保険者及び、県医師会等の医療関係団体が構成員となって、医療保険加入者の健康増進と医療費適正化について保険者横断的に同じ意識を持って共同で取り組むことを目的に、各種事業を実施した。</p> <p>【県保険者協議会の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講演会・事例発表会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・講演：県医師会による「地域の暮らしを支える訪問診療について」 ・事例発表：特定健診・特定保健指導の実施率向上に関する県内医療保険者の好事例の発表・共有 ○ 県内医療保険者の担当者が情報交流等をする機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・各医療保険者が実施する研修に可能な範囲で相互に参加できる仕組みを構築・実施 ○ 後発医薬品の使用促進に係る啓発ポスターの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・県薬剤師会の会員薬局へ配付・患者への啓発 <p>【その他の事業】</p> <p>県が、国から提供されたNDBの集計データ（2017年度診療分のNDBデータ）を基に圏域・市町毎の統計分析資料を作成し、市町及び県健康福祉事務所へ提供した。</p>
<p>次年度以降の 改善について</p>	<p>「特定健診・特定保健指導の実施率向上に関する取組」、「後発医薬品の使用促進に関する取組」、「糖尿病等の重症化予防の取組」といった医療保険者共通のテーマを念頭に、県内医療保険者と医療関係団体がより一層連携し、事業を企画・実施する。</p>